

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和6年6月7日(金)午前10時～午前11時23分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均  
委員 谷平敬子 委員 堀江珠恵 委員 大野慎治  
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

陳述人 相原俊一、松浦正隆（請願第1号）、鷺見由美子、田崎光男（請願第2号）

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 長谷川忍、健康こども未来部長 西井上剛、  
教育部長 石川文子  
行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、市民窓口課長 富邦也、同主幹  
佐野亜矢、長寿介護課長 浅田正弘、同統括主査 石井陽平、健康課長 城谷睦、  
同統括主査 井上佳奈、こども家庭課長 神山秀行、同指導保育士 野田克枝、  
同主幹 佐久間喜代彦

事務局出席 議会議務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第48号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第49号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第50号	岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第1号	加齢性難聴者への補聴器購入等に対する公的支援を求める請願書	全員賛成 採 択
請願第2号	加齢性難聴者への補聴器購入助成を求める請願書	全員賛成 一部採択
陳情第8号	保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意	聞きおく

	見書の提出を求める陳情	
陳情第9号	介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第10号	「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく

厚生・文教常任委員会（令和6年6月7日）

◎委員長（片岡健一郎君） ただいまから、厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願2件であります。このほか、陳情3件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶をお願いいたします。

◎福祉部長兼福祉事務所長（長谷川 忍君） おはようございます。

委員長のお許しをいただきまして、挨拶をさせていただきます。

私どもも体制が変わりまして初めての厚生・文教常任委員会になります。今年度から協働安全課と、それから環境政策課も市民協働部になりましたので、厚生・文教の所管にさせていただくことになりました。部長級も4人になりまして、私、心強いんですけども、課長級は9課を担当するんですけど、7課長が異動になっているという、2人だけが残留となって、そういった大きな人事異動もありました。

今回議案も提案させていただいておりますし、請願もいただいております。答弁につきましては、グループ長以上も出席して丁寧にお答えしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

本日の審査順についてお諮りをいたします。

請願第1号及び第2号の請願者より意見陳述の申出がございました。これを認め、請願第1号、続いて第2号を議題とした後、付託議案の審査に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは審査に入ります。

初めに、請願第1号「加齢性難聴者への補聴器購入等に対する公的支援を求める請願書」を議題とします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（相原俊一君） 請願提出者の相原と松浦でございます。

今日は貴重な時間をいただきまして、請願の審査をしていただき誠にあり

がとうございます。

意見陳述は、請願書の朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

加齢性難聴者への補聴器購入等に対する公的支援を求める請願書。

請願趣旨。

今日、社会の高齢化に比例して加齢による難聴者、いわゆる加齢性難聴者が増加しており、岩倉市も例外ではありません。難聴は認知症の危険因子の一つであるとも言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、高齢者の社会参加が求められる中で障壁となっています。この加齢性難聴への対策として補聴器の使用が挙げられますが、難聴の状態は一人ひとり異なるため、補聴器を適切に、かつ、効果的に使用するためには補聴器相談医への受診、補聴器の購入後も専門知識を持つ認定補聴器技能者との調整が必要となります。また、補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円から20万円と高額で、かつ、保険適用ではないため全額自費となることから助成が必要です。

近年、従来の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発されています。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となっています。

この様に、さまざまな難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、高齢者が加齢性難聴になっても、生活の質を落とさず、心身共に健やかに社会参加するための補聴器購入等に対する公的支援が求められています。よって、加齢性難聴の補聴器購入等に対する公的補助制度の創設、及び聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を求め、以下の通り請願するものです。また、別紙のとおり意見書を国に提出してください。

請願事項。

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を国に求めること。
2. 市の特定健診で聴力検査を実施すること。
3. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるよう、市の公的窓口などに、合理的配慮の一環として軟骨伝導イヤホン等の配備を推進すること。

以上であります。

◎委員長（片岡健一郎君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） 補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 私、紹介議員でありながら、ちょっとすみません、請願者の方に指摘することを1つ忘れておりまして、特定健康診査は、現在、生活習慣病を目的としていて聴力検査は含まれてないと。これは多分市独自として健康診査に聴力検査を求めるものであるというふうに解釈してもよろしいですか。特定健診と入れてしまうと、すみません、僕も指摘しないかんかったんですけど、そういった趣旨でよろしいですか。

◎陳述人（相原俊一君） よろしゅうございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 市のほうにちょっとお聞きしたいんですけど、特定健診、先ほど大野委員が指摘されたことのおりであるんですけど、例えば加齢性難聴を見つけるためには、特定健診だけじゃなくて、事業所なんかで行っているような健康診査ももちろん関係してくるわけで、あらゆる健康診査に聴力検査が必要になってくる。一定の年齢になったらすべきだというふうに思っていますけど、市の場合の特定健診などで聴力検査をやっている自治体なんかは実際にあるのかどうか、県内とかの状況が分かりましたらいいんですけど、教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 県内では実施しているところは聞いてはおりません。県外では幾つかの市町村があるというふうに聞いております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。県内では聞いていないけど、県外では幾つかあるということでもあります。

もう一つお聞きしたいのは、主に市民窓口課になると思うんですけど、3番目の請願事項のいわゆる市の公的窓口などに軟骨伝導イヤホンの設置ということで、今、岩倉市もコロナ禍を経て、アクリル板で、スピーカーでやり取りできるような仕組みを設置したというふうに思いますが、こういった点での加齢性難聴の方でまだ引き続きそれでもコミュニケーションが難しいというケースなんかは把握されているのでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 窓口のほうでは、そういった耳の聞こえの遠い方とか、そういった方につきましては、コロナの補助で購入させていただいた窓口を設置してあるスピーカー等で聞き取りをするんですが、それでも聞き取りにくいという方はたまに見えます。そのときは職員が近くに寄ってお話をしたりして対応をしているところです。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
次に、委員間討議に入ります。  
発言する委員は挙手をお願いいたします。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、委員間討議を終結します。  
お諮りします。  
討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。  
請願第1号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
[賛成者挙手]

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。  
よって、請願第1号は全員賛成により採択とすることに決しました。  
暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。  
続いて、請願第2号「加齢性難聴者への補聴器購入助成を求める請願書」  
を議題とします。  
請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（鷺見由美子君） 加齢性難聴者への補聴器購入助成を求める請願書  
を提出いたしました全日本年金者組合岩倉支部の支部長鷺見由美子でござ  
います。今日はよろしくお願いいたします。

まず最初に、この請願書に2か所間違いがございましたので、訂正してお  
わびいたしたいと思えます。訂正箇所は、請願趣旨の下から4行目、武豊市  
と書いてしまいましたが、実際は武豊町です。それからもう一か所は、請願  
事項の下から1行目、特定健診の健の字が間違っておりました。申し訳あり  
ませんでした。訂正いたします。

ただいまから意見陳述を申し上げたいと思えます。

私たちは年を取ってくると、本当にいろんなところがたが来るとい  
うか、機能が衰えてきます。耳も例外でなく、加齢性による耳の難聴にな  
るともう治療することはできないという話らしいんですね。私たちの周  
りに一体どれぐらい難聴といつか耳が聞こえにくいなと思っていられ  
っしゃる方がいるかということで、私たち年金者組合は月に1回誕生会  
というのを開いております。その誕生会で、27名出席のときでしたけ  
れども、アンケートを取ったんです

ね。聞こえにくくなったと思うかというので、ひどくなったと思う方が4名で、パーセンテージにすると26%、それから少しはあるよという方が12名で44%、結局合わせると70%の方たちが何らかの耳に障害というか、障害まではひどいですがけれども、ちょっとおかしいな、聞こえにくいなというふうに思っただけという感じが分かりました。

でも、その中で、補聴器を持っただけだったのは2名だけでした。どうして補聴器を持たないのか、買っていないのかというと、やっぱり何といても高いということですね。本当に高いです。確かに安いものもあるんですけども、周辺の雑音を取り除いて、聞きたいことだけ聞くという補聴器になると、もう30万、40万、50万といたします。年金生活者、私たち年金で暮らしている者にとっては、もうとてもとても手が出ないな、ちょっと我慢しようかなという状態なんですね。

それからもう一つ、補聴器に向かわせない原因として、何となく聞こえにくくなったなと思っただけでも、数値化されて突きつけられていないものから、なかなか耳鼻科へ行こうという気にはならないんです。それで、先ほども特定健診は生活習慣病のためだという話を、前も伺ったんですけども、でも高齢者のほとんどの方たちが自分の健康を知りたいと思っただけで参加している特定健診のところに、難聴というか、自分の耳はどれぐらいの状態か、その数値が分かって要受診になれば、やっぱりお医者さんに行かなくちゃいけないかということで耳鼻科に行き、それが加齢性によるものなのか別の病気なのか、加齢性ならば補聴器はどうすればいいかということで向かっていくんじゃないかなと思います。そういうこともあって、項目に上げさせていただきました。

耳が聞こえないというのは、本当に人とのコミュニケーションを取ることがだんだん難しくなっていくんですね。やっぱり何回もはあっと言って聞き直すというのはとても面倒になってきて、そのうちにまあいいやというふうになり、いろんな情報も入らなくなり、それから家庭なんかでも、おじいちゃん最近大きな声を出してもなかなか聞こえないねというと、だんだん周りも話すと疲れるからといって声をかけなくなっていく。それでますます孤立化になったり、それから鬱状態になったり、そういうことが認知症の危険因子、認知症にはいろんな危険因子があるそうなんですけれども、この加齢性難聴が一番大きな因子だそうです。

岩倉市は、いわくらしやすいというまちを目指していらっしゃると思いますね。子どもさんたちの世帯にも力をぜひ注いでほしいと思いますけれども、そういう年代の方たちもやはり年を取り、やがて老いるわけですがけれども、

そうであってもこの岩倉にいれば、いろんな補助があって暮らしやすいわということだったら、とても岩倉市にとってもいいことではないのかなと思っております。

今日本では、補聴器助成に対しては随分どんどんいろんなところで進んできております。愛知県でもここ一、二年で本当に増えてきまして、この請願書にも書きましたけれども、設楽町、犬山市、稲沢市、あま市、知多市、大府市、豊明市、岡崎市、武豊町がもう既に実施していらっしやって、お隣の一宮と小牧市は7月から実施の予定だそうです。それから、このお隣の江南もキャラバンのところでは、検討していきたいと回答を出していらっしやいました。ぜひ岩倉市でも、独自の助成制度を創設していただきたいなというふうに考えております。

そのときに、年金生活者としてはちょっと要望もあるんですけども、大体が非課税の方たちを対象に助成が行われているんですけども、非課税でない年金者でも本当に生活は大変なので、岩倉市もやるならもっとぐっと思い切って対象を広げていただきたい。ほお、さすが岩倉市と言われるような助成をしていただきたいなというふうに思っています。

でも、1つの自治体だけではやっぱり難しいところもあると思いますので、いろんな周りの自治体と協力して、ぜひ国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度というのをつくって支援してほしいということのを要請していただきたいと思いますと思っています。その中には、本当はこの補聴器も、入れ歯だとかのように保険制度でやってもらえるようになればいいんじゃないかなと思ってますんで、そういう意味も含めて、そういう意見を出していただければとてもありがたいと思っています。

ということで、請願事項として3つ。

1つ、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を要請してください。

2. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する岩倉市独自の助成制度を早期に創設してください。

3. 特定健診に聴力検査を実施してください。

以上、よろしく願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

また、今意見陳述の中で訂正の説明もございました。皆様のお手元に請願の訂正願ということで議長宛てに提出され、それが受理されていることを併せて御報告いたします。

それでは、紹介議員の補足説明、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑に移ります。

質疑はございますでしょうか。

◎副委員長（須藤智子君） 請願者の方にお尋ねしますが、請願事項の2番目なんですけど、加齢性難聴者の補聴器購入に対する岩倉市独自の助成制度を早期に創設してくださいと書いてありますが、先ほど陳述の中で、他市町の補助金のことを言われたみたいですが、それは全部調べられましたか。金額とか、非課税世帯とかあると思いますけど、条件なんかは調べられましたか。

◎陳述人（鷺見由美子君） 現在ここには持ってきておりませんが、そういうものが出ておりますので、分かっております。

◎副委員長（須藤智子君） いろいろ他市町を見てみますと、やはり先ほど言われましたように、住民税非課税世帯というのが最優先で、その方たちに対して上限、一番高いところで5万円で、大体が3万円ぐらいですかね、2、3万なんですけど、この所得区分があるとなかなか受けられる人が少ないかと思うんですけど、そのことについてはどのように。岩倉市がもしやるとしたら、多分今やっている他市町のようになると思うんですけどね、そうすると補助を受けられる方が、対象者が少なくなると思うんですよ。それに対してどのようにお考えですか。

◎陳述人（鷺見由美子君） 確かにそうだと思いますけれども、先ほども申しましたように、非課税でなくても、年金生活で、一応税金は払っていても、決してそんな何十万もぽいっと出せるような生活をしている方は少ないと思いますので、岩倉市独自で、例えば65歳以上の何デシベル以下の方でちゃんとお医者さんの証明書があってとか、そういう何か条件でやっていただければ、とてもとてもありがたいと思っております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（大野慎治君） すみません、私、補助制度のやつを調べましたら、扶桑町も始められたと思うんですね。豊田市さんは何か18歳以上で、本当は高齢者向けの施策だと思いますが、対象が18歳以上となっておるんですが、そのほかに今助成を始めている市町は、これ以外にあるのかなのかというのを当局お聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

愛知県内では、こちらに書いてある以外に、請願の趣旨に書いてある以外は、みよし市が始められたという情報は持っています。

◎委員（大野慎治君） ありがとうございます。

耳に障害のある方への補聴器の補助制度というのは、今大体どれぐらいの補助があるんでしょうか。高齢者の難聴じゃなくて、それ以外の補助制度というのは、大体今お幾ら程度あるのかお聞かせください。

◎福祉部長兼福祉事務所長（長谷川 忍君） 障害者の手帳を持っている方の補聴器の補助については、上限はあるんですけど、一番低額なものだと4万4,000円が上限になっておりまして、のものを買った場合、本人の負担の場合は、課税の世帯の場合ですと3万7,200円は負担しなければいけない。非課税であれば負担はありませんといった状況です。あと物によってはいろいろやっぱりある、重度の難聴用の方だともう少し高い、7万1,000円のものとかが障害者のほうの上限になっています。

ただ実態を見ると、超えた分の請求もあるようでして、そういった場合、自己負担になっている部分もあるのかなと。あとはオーダーメイド、レディーメイドが多いものですから、そういった部分で自己負担になっている部分もあるというふうに確認しております。実態としてどれぐらいというのはそれぞれじゃないのかなというところです。

◎委員（大野慎治君） やっぱり先ほども請願者の方が言われたとおり、耳が聞こえなくなると、声が大きくなったり、コミュニケーションが取りづらくなったり、認知症のようなことが進行したりいろいろあると思うんですね。だから多分愛知県内も加齢性難聴に対しての補助制度が創設されたと思うんですね。だから、基本的に僕も岩倉市で独自で本当は進めるべきだと。

一般的には非課税世帯が3万円だったり、課税世帯がその半分の1万5,000円だったり、補聴器の金額はまちまちですので、それはいろいろありますが、やっぱり僕は岩倉市でも始めるべきだと思っています。それはもう僕の周りの高齢者の方も補聴器をつけている方が増えてきて、かなり高額だということで相談もありますので、そういったところがあるのかなと思いますが、いま一度請願者の方のそういったことの思いをもう一度だけ聞かせてください。

◎陳述人（鷲見由美子君） やはり高齢であっても、社会の中で、人々の中で元気に楽しく生活していきたい、健康寿命を延ばしてやっていきたいというふうに年金者組合は思っております。そのためにも、やはり一番障害というか問題になっている耳が聞こえにくいという方に対して、岩倉市はちゃんと助成があるよということで、じゃあ買ってやってみようかというふうになっってもらえばうれしいなと思っておりますので。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（梅村 均君） 自分で調べてくればよかったです、もし分かればちょっと聞かせていただきたいことがあって、請願趣旨にこちらのほうは書いてあるものですが、欧米諸国の使っている割合が書かれています。日本は15%で少ないんですよというのが分かりまして、原因が日本の補聴器が高いからなんですということは分かりましたんですけど、もし分かれば、イギリス、ドイツとか韓国ってどのぐらいの金額で買えるものかなんていうのは、もし分かったら教えてもらえないでしょうか。

◎陳述人（鷺見由美子君） 手元にある日米欧における公費助成の現状ということで、2015年12月現在のものなんですけれども、デンマーク、ノルウェー、イギリスは公費補助が100%、それからドイツは、この時点ですけど、840ユーロ、約10万円、それからスイスは840スイスフランで約9万円、それからフランスは120ユーロ、約1万4,000円、2021年までに完全補助を目指すということなので、ちょっとこれは確認していませんけれども、このとおりだったらもう完全補助になっているのではないかと思います。イタリアは600ユーロ、約7万円、アメリカはほとんど100%自己負担だそうです。退役軍人は除くので、退役軍人は補助があるということですね。日本はほとんど100%自己負担という現状。2015年度の資料で古いですけども、そういうことでした。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

負担がすごくされていることはよく分かったんですけど、質問の仕方が悪かったかもしれないんですけど、大体幾らぐらいで売られているものがこれぐらいの負担をされているかまではちょっと分からないですか、100%だと関係ないですけどね、値段が幾らかなんて。その辺って何かもしつかんでおられたら。

◎陳述人（鷺見由美子君） それはちょっと分かりません。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

すごく高い負担をされているというのはよく分かりました。

あともう一点ですけども、3番目の特定健診に聴力検査ということで、先ほどの請願で採択されているもので、結果は採択なんでちょっと気楽に聞いてもらいたいですけど、さっきちょっと出た生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防でこの検査をしているんですけど、聴力検査をすることで、このメタボの予防になるのかなんていうのは、何か考えられたことってありますか。

◎陳述人（鷺見由美子君） 直接考えたことはありませんけれども、入れることで人の中へ出ていくことが怖くなくなる、そして一緒に運動なり何なり

もやることもできる、散歩もお話ししながらやれる、そういう意味では役に立つと私は思います。

◎委員（梅村 均君） よく分かりました。

ちょっと痩せられると言うと語弊があるかもしれんけど、そういう機会になるということなんだなということは分かりました。

ただ、この特定健診はやっぱりいろいろ国の決まり、項目の決まりだとか、そういうメタボの目的がちょっとあるもんですから、聴力検査が入れられるかどうかというのはちょっとなかなか難しいかもしれませんが、ちょっと今お聞きしたんで、可能性がないことはないのかなと思いつつも、ただどちらかという、本質としては、特定健診に入れるにこだわるんじゃなく、とにかく聴力検査を受ける機会があればいいという理解でいいんでしょうかね。

◎陳述人（鷺見由美子君） 私もそれで結構だと思います。

◎委員（梅村 均君） あとは、さっきのときには市独自で聴力検査というような言葉もあったんですけど、ちょっと私としては、市で独自でこういうものが本当にできるかどうかというのは、やっぱりこういう検査を増やすと、そのところの場所が必要になったり、長い期間を取ればそれだけの場所が必要だったり、そこにつく人が必要だったり、そういうこともありますので、その辺は少し検討しながらになると思うんですけど、いろいろ聴力検査できることは、市独自に限らず、国のほうで何か、国全体でもやってもらえたらということで、そういう要求みたいなものに対してでもいいんでしょうか。

◎陳述人（鷺見由美子君） 1つの自治体だけというわけでは絶対なくて、やはり国全体で高齢者のそういう問題を考えていってほしいし、そういう助成をぜひ進めてほしいと思いますので、入ってもいいと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑は。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ、すみません。

執行機関に聞きたいんですけど、この加齢性難聴者への補聴器購入への助成という点では、市議会では一般質問で取り上げられて何回か質問をされてきています。答弁は研究、検討というところだというふうに思うんですけど、その後、このように実施する自治体が増えているという状況も踏まえまして、現時点での検討状況というのはどのような感じなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

そうですね、高齢者の難聴補聴器購入について、他の自治体、先ほど扶桑町さんも始められたということで、扶桑町さんも課税者、非課税者と助成費を分けて助成している制度をつくったりということで、今そういった情報収集

に努めていて研究しているというような状況でございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますでしょうか。

◎委員（堀江珠恵君） 請願者の方にお尋ねいたします。

先ほど年金者組合のほうで補聴器をされている方がお見えになるというふうに言われていたんですけれども、聞こえづらいというふうな数値化もやっぱりなかなかされていないという中で、補聴器をされている方は大体どれぐらいの範囲の聞こえづらさで、あと補聴器を使っていらっしゃる方がどれぐらいの金額のものを使っていらっしゃるのか。なかなか私もちょっと高齢者の方で携わっている中で、補聴器をやっぱりされて、買ったはいいものの、やっぱりなかなか合ったり合わなくて、結局使われないという方も結構多数お見えなところもあったので、こういうふうに助成を出すというふうな形でもしなっていけば、やっぱりどうしてもきちんと使っていただきたいなというふうな思いもありますので、実際補聴器をされている方がどうなのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

◎陳述人（鷲見由美子君） いろいろ様々ですから、一人一人という形なんですけれども、まず補聴器で聞き取るには、やっぱり脳がその音を理解するまでに二、三か月はかかると。その間に、耳鼻科さんとかで合わせていく、それがなかなか大変です。だから、自分の近くでそういうことができるころがあれば、割と行きやすいんですけれども、買ったものの遠いところだとなかなか合わせに行くことができなくて、そのうちに雑音ばかり聞こえてというようなことを言われる方も確かにいらっしゃいますけれども、とにかく二、三か月は、脳が慣れるまではそういう調整をきちっとしていくのが大切だそうです。

だから、本当いうと、なるべく早めに、もう大変になってから補聴器をつけるのではなく、ちょっとおかしいぞという段階でつけたほうが、脳のほうも受け取りやすいというふうにありますし、そういうことです。

私の母親も実は補聴器をつけておりますけれども、本当に補聴器をつけていても、近くでないと声が聞こえない。もう電話なんかもなかなかなんですけれども、それでもやはり補聴器を外すと全くだけれども、つければ近くにいて会話は通じる。やっぱりそれは違うんだなというふうに思っております。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 委員間討議ということで、この請願についてどういった結論を出していこうかなというところで少し悩みもあるんですが、さっきの請願と似ているもんですから、まず請願事項の1つ目と3つ目は同じですので、採択をしていいなという考えではおります。問題は、ちょっと2つ目の補聴器購入に対する岩倉市独自の助成制度を早急に創設できるかどうかという、ちょっとこの点でいろいろ意見交換できればと思うんですけども、どうですか。

当然外出をためらう人の支援になるのはいいと思いますし、補聴器の値段が高くて困っている人もいるというのは分かりましたんで、何らかそういう支援はできるといいなと思うんですが、ちょっと1つ気になるのは、補聴器に限らずいろんな支援が考えられて、今だとしゃべったものが文字になるようなソフトなんかもあるもんですから、ひよっとしたらそういうもののほうがいいのかなとか、よくセミナーとかに出かける人なんかだと。補聴器は私は合わないから、そういう機器のほうが助かるわという人がいたりとか、何かつえとか老眼鏡とか、それだと値段が安いからちょっと違うかもしれないんですが、でもそれのほうがありがたいわとか。

何かいろいろそういうことも考えると、ある意味、補聴器に限らず、もちろん補聴器も含めて、いろんなことを検討してもらったほうがいいんじゃないかと思って、あえて2番だけはちょっと今回除外させてもらえないかなという。もちろん執行機関に伝えるときは、そういった意図は伝えて検討はしてもらいたいということは伝えたいと思うんですが、文章そのものを残すのはちょっとやめたほうがいいかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。補聴器にこだわる、絶対これだという方が見えれば載せなきゃいけないとも思うんですけど、何かそんな考えてどうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと変な話になるかもしれませんが、テレビで今字幕がほとんど出ますよね。僕らもドラマなんかを録画して見るときは、結構字幕をつけたりして、早口でしゃべられたり、昔の言葉だと読み取れないところがあるもんだから、そういうので漢字を見て理解するというのもあるもんだから、そういう機能ももちろん発達してきているというふうに思いますので、大事なことだというふうに思います。

もちろん僕紹介議員ですので、全項目の採択をお願いしたいとは思いますが、今の時点で、先ほどの質疑の中で、執行機関側はいろんなところの情報収集をしながら、ほかに近隣でも始まっているところがあるもんですから、

また江南も検討中ということですので、そういうのも情報収集しながら結論を出してくというふうに思いますので、それまで待つということで、1項目めと3項目めを一部採択にして、2項目めは外すということでも、全体の合意が取れるのであればそれでいいと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御意見ございますか。

◎委員（大野慎治君） 私はちょっと2項目は一般質問しておるので、外してほしくないという気持ちは強くございますが、僕はもう高齢者の皆さんからちょっとそういった感じで聞いておったので、外してほしくはないとは思いますが、皆さんの合意を取るということであれば、気持ちは3つともなんですけど、合意を取るとなれば1項目めと3項目めだけでも仕方がないかなと思っております。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

木村委員から一部採択というような提案が今ございましたけれども、ほかに何か御意見ございますか。

◎委員（梅村均君） 改めて補聴器が駄目というわけではないので、補聴器も含めていろんなものを検討してもらいたいから、そういった意味で、ちょっと外しておくという意味合いですね。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御意見。

◎副委員長（須藤智子君） 今木村委員が言われましたように、2番目だけはちょっと採択できませんが、1番と3番を採択するというので、一部採択ということでいいと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御意見はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは委員間討議を終結いたします。

お諮りします。

討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第2号を一部採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は全員賛成により一部採択とすることに決しました。

なお、先ほど採択されました請願第1号の請願項目、市の特定健診で聴力検査を実施すること及び耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるよう、市の公的窓口などに、合理的配慮の一環として、

軟骨伝導イヤホン等の配備を推進すること及びただいま採択されました請願第2号の請願項目、特定健診に聴力検査を実施していただきにつきましては、市長に送付し、その処理の経過と結果を請求したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。  
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、議案第48号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正のことについてのみちょっとこだわって、どんな状況かというのを聞きたいんですけど、いろいろ国保会計は財政状況が厳しいとかいう、そんなことも言われている中なんですけど、今回の改正内容だけを見て、本会議では影響の世帯数の答弁もあったところなんですけど、改正内容だけを見て、賦課限度額を上げたことによる増額の金額と軽減措置を拡大したことによる減額になる金額を比較すると黒字なのか赤字なのかって分かりますかね。ちょっとそういう意味合いの質問なんですけど、どの程度の金額でそうなっているのかというところがもし分かればお聞かせいただけないでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 令和5年度の試算によりましては、限度額の影響額につきましては、全体で約210万ほどを見込んでおります。また、低所得者に対する軽減の拡大の影響額につきましては、約110万ほどを見込んでおります。単純に差引きしますと100万ほどの増額になる予定ですが、軽減額の対象におきましては、一部保険の基盤安定負担制度というのがありますので、そちらのほうで負担していただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（梅村 均君） よく分かりました。ありがとうございます。

あといま一度国保財政の現状ということでもちょっと確認をしたいんですけど、限度額がこうして上がっていくんですけど、どうしてこうやって上がり続けるのかなというところ、今後しばらくはこういった状態が続くのかとい

う、そういった見通しのところなんかもお聞かせいただけないでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 国民健康保険における限度額の超過額の割合世帯を社会保険に加入する被保険者に近づけていくということが国のほうで方針が示されておりますので、被用者保険のほうとのバランスを見て乖離が生じるのであれば、今後も改正されていくと考えております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議で質疑がありましたので大体分かったわけなんですけど、賦課限度額の引上げの影響を受ける世帯の所得階層というのがどのぐらいなのか、それから2万円ないし2万円未満の引上げになっていくのか、この辺を少し教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 世帯の状況にもよりますけど、本市で最も一番多い一人世帯でお答えさせていただきます。

こちらのほうは、給与収入でおよそ1,000万円以上、超える方が対象となってくると思われれます。

また、影響する世帯につきましては、2万円増になりますけど、改正前では126世帯だったんですが、改正後になりますと、102世帯が引き続き超過限度額となりますので、残りの24世帯につきましては、2万円未満の負担が増える予定になっております。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の答弁にもあったとおりでというふうに思います。1,000万円以上の方が今回2万円ないし2万円未満で上がってくるということです。

それで、この賦課限度額をどう見るかというところなんです。社会保険、一般被用者保険の割合、賦課限度額で頭打ちになっている人たちがどのぐらいいるか、何%いるか、それでパーセンテージで近づけていくということでの国民健康保険における賦課限度額の引上げになってくるということでありましたが、本会議でも少し答弁にもありましたし、この間の国保運営協議会なんかの議事録を見ましても、いわゆる賦課限度額をどう見るかというところで、受益に見合わない負担増は、納付意欲に影響するというような言い方をされますよね。その納付意欲という言葉というのはどこか根拠があるんでしょうか。国のそういう通知や何かにそういう言葉が載っているんでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 資料等におきまして、そういった文言が書かれている箇所もありましたので述べさせていただきます。

◎委員（木村冬樹君） 見解がそれぞれあるから、なかなかここで質疑しても分かりませんが、納付意欲というか、高額所得の人たちが払える状

況にある分を払うのに納付意欲という言葉が使われるのに対して、一方では、国民健康保険というのは、もう繰り返し言っていますけど、低所得者、それから所得がない世帯も均等割とかがかかってくるので、その人たちは、例えば所得に占める割合が、3月議会の資料でいったら44.何%という、所得に対してそれぐらいの割合で国民健康保険税で持っていかれてしまうという世帯もあるわけで、納付意欲なんてことが、本当に言われることがちょっと理解できないなというふうに思います。

払いたくても払えない人たちがいる一方で、払える人たちが納付意欲に欠けるというようなことを言われると、ちょっと制度としておかしいんじゃないかなというふうに思います。これは答弁を求めませんが、こういう考えもあるということです。

もう一つ聞きたいのは、低所得者に対する軽減措置の拡大ということで、どのぐらい増えるかということは本会議で答弁がありまして、先ほど影響額が110万円ほど国保会計全体として減額となるということで、この補填方法については従来どおりということによろしいでしょうか、内容を教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうは従来と変わりませんが、軽減による保険税の減額分につきましては、県が減額分の4分の3を負担し、残りの4分の1は市の一般会計から繰入れによって対応をさせていただきます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますでしょうか。  
〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。  
討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、採決に移ります。

議案第48号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第48号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に移ります。

質疑はございますでしょうか。

◎委員（谷平敬子君） 改正内容のところに、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業を行う事業所についてと書いてありますけれども、この小規模保育事業A型は、さいち・ゆうか幼稚園とこどものまち保育園の2か所だと思うんですけれども、小規模保育事業A型は、岩倉市で行っているということなんですけれども、まず岩倉市でA型しかない理由はどうしてかお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 岩倉市にA型しかないことにつきましては、小規模保育事業所の設置を検討する中で、設置者との協議におきまして、より質の高い保育を実施するためには、従事する保育者が全員保育士資格を有する者となるA型で整備してもらうようお願いさせていただいております。事業者も理解いただいていることから、現在のところ市内には、小規模保育事業所についてはA型のみが設置されているというところになっております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（大野慎治君） 本会議で、部長のほうから本市の保育園や私立保育園、認定こども園もそうなんです。保育士の配置基準の条例の見直しがこの6月に愛知県で行われるということで、本市にもかなり来年度から影響が大きいのかなと思うんですが、おおよそ保育園における保育士の増加は何人を見込んでいるのかお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 定数に対する現状とさせていただきます。各園の3歳児の人数は13人から21人、7園のうちそれぞれあります。そのうち15人を超えている園につきましては、北部と西部以外の5園となっております。したがって、クラス編成の変更なく単純に計算しますと、5人の保育士が不足するという状況になりますが、また県条例のほうも同様に経過措置のほうが設けられるということで聞いておりますので、できるだけ速やかに対応していくように努めていきたいと考えております。

◎委員（大野慎治君） 今年度は無理だと思うんですけど、県条例の改正によって、来年度なのか再来年度なのか、保育士をまた採用しなきゃいけないとか、会計年度任用職員の保育士も採用しなきゃいけないという状況になると思うんですが、それに対する対応というのはどのように考えているんでしょうか、今後の見通しについてお聞かせください。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） 保育士を今後拡充していくという方向では考えております。ただ、保育については、医療的ケア児への対応ですとか、支援児への加配ですとか、またあと今後誰でも通園制度というものも始まってまいりますので、ちょっとその辺の兼ね合いもあって、どれぐらいの拡充をすれば基準を満たしていけるのかというところもまだ見込みが立っていない状況ですので、現時点では、なるべく早い段階で対応できるように努力していくというようなところがございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 実は私一般質問でこのことをやるもんですから、あまりこれが進むとちょっと大変かなと思っています。余談ですけど。

本会議でも相当質疑があって、内容はもう十分理解しているつもりですけど、内閣府令の経過措置というところでの当分の間以降のところですね、どんな議論が国のほうではされているのか。今のところ全く、いつまでにやりなさいということにもなっていないもんですから、何の目標もなしに進んでいくのかなというところで、本当にこれが実のある形になっていくのかというのが少し疑問があるんですけど、国の議論は大体スケジュール的には何か決まっているものがあるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） こちらの附則の期間につきましては、まさに当分の間というところがございます、やはり全国的に見て、現在保育士が不足しているということが社会問題になっているという状況です。国のほうでも、潜在保育士への情報提供であったり、そういった復職の支援であったり、学生への修学支援とか、そういった保育に携わる人材の裾野を広げて保育人材を増やしていこうという取組も並行して進めているというところですので、ただそれがなかなか人材を育てるといのはすぐにはできないというところで、当分の間としているというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） しつこいようですけど、だから全く期限は検討されていないという状況ということで確認させていただいてよろしいですか。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） おっしゃられるとおり、現段階では当分の間としか示されていないので、期限は明示されていません。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第49号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第49号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号「岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 特に内容を聞くわけではありませんけど、今回のこの条例の一部改正につきましては、省令で引用される条項のずれが出てきて、それを改正するというので、影響については全くない内容というふうに確認してよろしいでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

こちらについては、介護保険法施行規則の項ずれというか、地域包括支援センター運営協議会の根拠規定が変更になったということで影響はございません。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。  
討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第50号「岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第50号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第8号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配備基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 聞きおくという声が上がりました。

聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続きまして、陳情第9号「介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続きまして、陳情第10号「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書

の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 聞きおくという声が上がりました。

聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いをいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、先ほど採択されました請願第1号につきまして、意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題といたします。

意見書の文案について何か御意見はございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 1段落目の終わる最後のところですけど、保険適用ではないためから始まる段ですけど、全額自費となることから助成が必要であると書いてあるんですが、ちょっと最後を助成が必要な人もいるというふうに変えたいなとも思うんですが、これは制度をつくるときに所得制限を設けるか設けないかにも関係しちゃうかもしれないんですけど、というのと、あとはやっぱり基本的には自身で買える方は買っていくという方向のほうがいいかなとも思ったりして、あえてそういう困っている人がいるんですよという表現にしてはどうかと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ただいまの意見につきまして、他の委員の意見はございますでしょうか。

ただいま助成が必要であるという言葉でございしますが、助成が必要な人もいるという文言でいかがかという御提案でございました。いかがですか。

◎委員（木村冬樹君） 趣旨は変わらないんですけど、助成が必要となる方もいるぐらいのほうがちょっと、正確に。

◎委員長（片岡健一郎君） 助成が必要となる方もいるといった文言でいか

がですか。

梅村委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに何か御意見は。

◎委員（大野慎治君） 請願事項と意見書が合致していないんですよね。2項目めの聴力検査……。特定健診というのは今メタボだということなんですけど、そこに含めてくださいという意見書にするのか、この請願事項からするとですよ。合致がしていないというのがちょっと。また、3項目めの請願事項も、市の公的機関ってもう市のやつを採択しちゃっていて、国においても……。これはまだいいと思いますけれども、2項目めが請願事項と合致していないと思うんですけど。これは特定健診の中に含めてほしいということだったら僕は分かるんですけど、請願の採択したものとちょっと中身が変わっているというのはちょっと問題かなと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

請願事項との整合性についてということで、今大野委員から意見がございました。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど委員長のまとめの中で、請願第1号についての2項目め、3項目めは市長に送付して、検討結果を求めるみたいな形での対応をするということだもんだから、いわゆる1項目めに関しての意見書になってくるといふふうに思うんですから、そういった点でいうと、一番上のものがあればいいだけのことで、2つ目、3つ目は非常に付随した問題で、つけてもいいとは思いますが、その辺をどう取り扱うかというところだよな。だから、1項目めさえあれば、請願の趣旨はきちんと通ったものになるというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（梅村 均君） やはり聴力検査をやっているといいと思うわけなんですけど、なかなか市で独自でやれるかどうかというのが心配なところもあるので、やっぱりそれも一応意見書のほうへ含めたほうがいいと思って、それがこの環境を整えることの中に含まれるとは思いますが、ちょっとまどろっこしければ、聴力検査ができるよう推進してくださいとか、もうばあっとそのまま書き換えちゃうみたいな、どうかなと思います。

ポイントは、聴力検査の機会をやっぱり国のほうも何かちょっと考えてほしいというのは残したほうがいいかなと。市でも考えるし、送付するんですが、やっぱり国にも求めていったほうがいいかなというのはありますけど、どうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） いかがですか。

◎委員（木村冬樹君） では、2項目めのところの最後に、難聴に悩む高齢者が医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えるために、国において特定健診に聴力検査を加えることぐらいの文言を入れたらどうでしょうか。

〔「国において」と呼ぶ者あり〕

◎委員（木村冬樹君） 国においてを入れたほうがいいね。

でも、何かまどろこしくなるね。だから、上の部分は要らんかもしれんね。国において特定健診に聴力検査を加えることというふうにずばっと書いてもいいような気もするんだけど。

◎委員（梅村 均君） その趣旨は賛成なんですけど、特定健診に加えることと言い切っていいかって、さっきのメタボリックのがあって、耳がよくなればダイエットとか脂肪を落とすのに、出かけるからって……。

〔「出かけるようになって」と呼ぶ者あり〕

◎委員（梅村 均君） それは分かったんですけど、そこまで厚生労働省が受け入れてくれるかちょっとあれですけど、とにかく聴力検査ができるように……。

〔「入れずに、取りあえず」と呼ぶ者あり〕

◎委員（梅村 均君） 入れずにできるように、実施できるように何か。

〔発言する者あり〕

◎委員（梅村 均君） それはそうですね。

国においても聴力検査ができるよう環境を整えることみたいな、そんな感じでどうですか。

◎委員長（片岡健一郎君） ということは、今の話をまとめますと、2つ目の内容ががらっと変わるということですかね。国において聴力検査ができるよう環境を整えることということですかね、今出た意見をまとめると。どんな文言がよろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員（木村冬樹君） 2番の項目をがらっと変えて、国において健康診断で聴力検査を実施できる環境を整えることにしたらどうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 国において健康診断で聴力検査ができる環境を整えること。この健康診断という言葉なんですけれども、請願にはない言葉なんですけど、これが突然出てくるということは、整合性としては大丈夫ですか。

◎委員（大野慎治君） 実は特定健診には含まれなかったんだけど、指摘はもうあったので、我々のほうで。

◎委員長（片岡健一郎君） 意見書になって変えるということですか。はい、分かりました。

この3つ目はいかがいたしましょう、骨伝導配備を推進するというのは。

◎委員（大野慎治君） 3つ目は、国においても骨伝導を進めてほしいということを訴えたほうがいいと思うので、市にもですが、国においても進めていただけるようは加えてもいいのかなと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） 市が進めるに当たっても、国も援助してほしいという意味合いで入れるということですかね。

〔「国を入れるの」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 国に出す意見書なので、これは。国にもこの件に関しては求めていくということですかね。それで市にも求めるし、国も支援、後押ししてくれという意味合いで出すということによろしいですか。

2番目に関しては、先ほど申し上げたとおりに変えるということと、助成が必要となる方もいるというふうに文言も変更するということによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

それでは、ただいま申し上げたとおり、文案につきましては修正をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。